

滝川市議会委員会条例の一部を改正しました

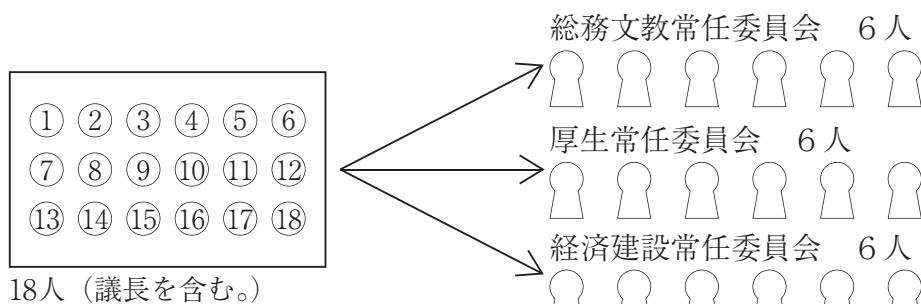
滝川市議会委員会条例では、議案などを詳しく審査し、市の事務に関する調査をするため、議会に常任委員会を置くこととしています。

滝川市議会には、総務文教常任委員会、厚生常任委員会、経済建設常任委員会の3つの常任委員会があります。これまで1人の議員が1つの常任委員会に所属していましたが、議員定数が18人から16人へと減じたことに伴い、今後においても議会の活性化とより質の高い審議を行うために見直しを行いました。

改正の内容は、4月30日以降（改選後）の常任委員会の体制を変え、16人のうち、議長を除く15人の議員が2つの常任委員会に所属し、3つの常任委員会の定数を10人とするものです。

この改正により、これまでよりも多くの委員で議案などの審査・調査を行い、さらに活発な委員会となります。市議会をとおして、市民の皆さんの理解がより一層深まり、市政に対し大きな期待や関心につながることを期待しています。

改正前（1人の議員が1つの常任委員会に所属）



改正後（1人の議員が2つの常任委員会に所属）

